

# プレミアム付き商品券取扱い事業者募集案内

プレミアム付き商品券発行事業の実施に伴い、商品券の取扱事業者を募集します。事業内容をご覧頂き、商品券取扱い事業者として登録頂きますようご案内します。

## <取扱事業者登録要領>

事業趣旨	消費税・地方消費税の引き上げによる子育て世帯や住民税非課税の方への影響を緩和し、地域での消費を促すことを目的として、実施します。	
商品券の概要	名称	プレミアム付き商品券
	種類	① 額面 500 円 ② 販売単位は 1 冊が 10 枚綴り(5,000 円)を 4,000 円で販売します。
	発行総額	16,750万円(33,500冊)
	割引率	20%
	購入対象者	① 平成 31 年度分の町民税が課税されていない方(住民税課税者の配偶者、扶養親族、生活保護受給者などは除く) ② 平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日までに生まれた子の世帯主 *いずれも対象者には長泉町より通知が届きます。
	販売期間	令和元年 10 月 1 日(火)～令和 2 年 2 月 14 日(金)
	有効期間	令和元年 10 月 1 日(火)～令和 2 年 2 月 28 日(金)
	利用方法	① 通常の買い物をはじめとする個人の消費活動に利用可能です。業務上の取引の為に利用することはできません。 ② つり銭は出すことができません。
販売方法	① 10 月 1 日(火)～ イベントホール 10 時から 18 時 ② 10 月 2 日(水)～ 商工会 (月～金 9 時から 16 時 30 分 祝日は除く) ③ 10 月 2 日(水)～ 指定金融機関窓口 (月～金 9 時から 15 時 祝日は除く)	
取扱店登録	販売の対象としない取引	次に示す取引は本商品券を対象外とします。 ① 換金性の高い商品を販売すること 具体的には、他の商品券・ビール券・プリペイドカード・図書券・切手・印紙・証紙・及びこれに類する商品 ② 国や地方公共団体・公共料金の支払いのために利用すること ③ 「たばこ事業法」第 36 条第 1 項に規定するたばこの小売販売
	対象事業者	長泉町内に事業所を有する事業者の方。但し金融機関は除く。
	登録方法	別紙「プレミアム付き商品券取扱事業者登録申請書」に必要事項を記載の上、申請してください。
	登録申込	① 締切日 令和元年 8 月 30 日(金) ② FAX・メールでの申し込みは 8 月 30 日 16 時までに申し込みをお願いします。 窓口持参の場合は月から金の 9:00～16:00 ③ 申請書は、商工会で配布及び商工会HPよりダウンロードできます。 URL <a href="https://japan.nagaizumi-sci.org/">https://japan.nagaizumi-sci.org/</a>
換金	費用	① 登録料 無料 ② 事務手数料 会員 換金額×1% 非会員 換金額×3% (振込時に差引いた金額を振込みます)
	商品券換金 (現在調整中)	① 期間 令和元年 10 月 14 日(月)～令和 2 年 3 月 31 日(火) ② 場所 指定金融機関

※登録事業所説明会を同一内容にて 3 回開催致しますのでご都合の良い時間帯にてご参加下さい。

日時 令和元年 9 月 3 日(火) ①午前 10 時～ ②午後 2 時～ ③午後 7 時～

場所 長泉町文化センター ベルフォーレ イベントホール(説明会は 1 時間程度を予定)